

議第 25 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 13 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第 1 号)の施行に伴い、選挙長や立会人等の報酬の見直しがされたため、当該条例を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）					
区分	報酬		費用弁償		区分	報酬		費用弁償	
			市内（1日につき）	市外				市内（1日につき）	市外
教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）			片道2キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。	教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）			片道2キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。
選挙長	1回	10,800円			選挙長	1回	10,600円		
投票管理者	1回	12,800円			投票管理者	1回	12,600円		
開票管理者	1回	10,800円			開票管理者	1回	10,600円		
投票立会人	1回	10,900円			投票立会人	1回	10,700円		
選挙立会人	1回	8,900円			選挙立会人	1回	8,800円		
開票立会人	1回	8,900円			開票立会人	1回	8,800円		
期日前投票管理者	1回	11,300円			期日前投票管理者	1回	11,100円		
期日前投票立会人	1回	9,600円			期日前投票立会人	1回	9,500円		
介護保険認定審査会委員の項～スポーツ推進委員の部（略）					介護保険認定審査会委員の項～スポーツ推進委員の部（略）				
介護認定調査員の項～安心安全専門員の項（略）			市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額		介護認定調査員の項～安心安全専門員の項（略）			市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額				地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)の施行に伴い、選挙長や立会人等の報酬の見直しがされたため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 法律の改正に合わせて報酬の改定を行います。

対象非常勤特別職	改定後	改定前	比較差額
選挙長	10,800円	10,600円	200円
投票管理者	12,800円	12,600円	200円
開票管理者	10,800円	10,600円	200円
投票立会人	10,900円	10,700円	200円
選挙立会人	8,900円	8,800円	100円
開票立会人	8,900円	8,800円	100円
期日前投票管理者	11,300円	11,100円	200円
期日前投票立会人	9,600円	9,500円	100円

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)